

大和市告示第55号

大和市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅扶助費等代理納付事務取扱要綱（平成20年大和市告示第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける」を「おいて、次の各号に掲げる」に改め、「次の各号に掲げるものとし、その内容は」を削り、同条第3号中「委託契約書又は委任状により」を削り、同条第4号中「（以下「共益費」という。）」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 登録住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第5項に規定する登録住宅をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

（対象者）

第3条 代理納付の対象者（以下単に「対象者」という。）は、被保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 家賃等（賃借して居住する住宅に係る家賃及び共益費をいう。）を滞納している者又は滞納するおそれのある者

(2) 公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に掲げる公営住宅をいう。以下同じ。）又は登録住宅に居住している者又は新たに入居する者（前号に掲げる者を除く。）

(3) その他福祉事務所長が必要と認めた者

2 福祉事務所長は、被保護者が対象者に該当すると認めるとき、又は家主等若しくは被保護者が希望するときは、当該被保護者について代理納付を適用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、代理納付を適用しない。

(1) 家主等が代理納付を希望しないとき（対象者が公営住宅に居住している者又は新たに入居する者である場合を除く。）。

(2) 住宅扶助費が満額支給されないとき。

(3) 口座振替により住宅扶助の目的が達せられるとき。

(4) その他福祉事務所長が代理納付を適用しないことが適当であると認めたとき。

(代理納付の手続)

第4条 福祉事務所長は、被保護者が対象者に該当すると認めるときは、代理納付の適用について当該被保護者及び家主等に対し説明した上でその適用を決定するものとする。この場合においては、当該被保護者及び家主等に対して大和市住宅扶助費等代理納付開始決定通知書により通知するものとする。

2 前項の場合を除くほか、家主等が代理納付の実施を希望するときは、大和市住宅扶助費等代理納付依頼書（兼口座振込依頼書）を福祉事務所長に提出するものとする。この場合において、代理納付の支払先が管理業者等である場合は、当該集金業務の委託に係る契約書又は委任状の写しを添付するものとする。

3 前2項の場合を除くほか、被保護者が代理納付を希望するときは、福祉事務所長に大和市住宅扶助費等代理納付申込書を提出するものとする。

4 福祉事務所長は、第2項又は前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、代理納付の適用を決定したときは大和市住宅扶助費等代理納付開始決定通知書により、代理納付を適用しないときは大和市住宅扶助費等代理納付申込結果通知書により、当該被保護者及び家主等に対して通知するものとする。

5 福祉事務所長は、第1項又は前項の規定により代理納付の適用を決定したときは、当該被保護者に交付すべき住宅扶助費等を家主等の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

6 前各項の規定にかかわらず、公営住宅の家賃に係る代理納付の手続は、当該公営住宅を管理する地方公共団体の定めるところによる。

第5条第1項中「前条の手続により代理納付を行っている」を「代理納付を適用している」に改め、「速やかに」の次に「当該」を加える。

第8条中「規則」を「要綱」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。